

勤務条件明示書

所属名	教育振興部学習指導課
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
職名	外国語指導助手プログラムコーディネーター(ALT-PC)
任期	令和8年8月1日から令和9年3月31日(着任年度) 令和9年4月1日から令和9年7月31日(離任年度)
勤務場所	教育振興部学習指導課教育課程指導室 千葉県千葉市中央区市場町1-1
業務内容	1 外国語指導助手に対する指導及び助言 2 外国語指導助手に対する研修の立案及び実施 3 語学指導等を行う外国青年招致事業に係る連絡及び調整 4 その他外国語指導助手の職務 5 その他所属長が必要と認める職務
勤務時間	8時30分～16時30分
時間外勤務の有無	無し
休憩時間	60分間
週休日・休日	週休日 毎週土・日曜日 休日 「国民の祝日に関する法律」に定める休日、年末年始(12月29日～1月3日)
報酬等	1 基本報酬 月額38万円(本人負担分の社会保険料を含む。) 2 通勤手当に相当する報酬あり 3 住居手当に相当する報酬あり 4 期末手当なし 5 退職手当なし 6 昇給なし
社会保険	厚生年金保険、健康保険(公立学校共済組合)、雇用保険に加入
災害補償	「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に基づく補償
条件付採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公務員法第22条の2第7項の規定により、採用の日から1月間は条件付採用期間となります。 ・ また、職員の任用に関する規則第15条の2の規定により読み替える同第15条の規定により、採用後1月間に実際に勤務した日が15日間に達しない場合は、日数が15日に達するまで条件付採用期間が延長されることとなります。 ・ その他、同条の規定により、服務及び勤務状況等を勘案した上で、任命権者が特に必要があると判断した場合は、条件付採用期間を任用期間の末日まで延長することがあります。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法に基づき服務規律が適用される。 ・千葉県職員倫理条例を遵守する。